

大阪市水道局告示第21号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき水道事業体研修の受講料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したことを告示する。

令和6年4月1日

大阪市水道局長 谷川友彦

1 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 委託先

株式会社大阪水道総合サービス

代表取締役 松本広司

(水道局総務部連携推進課)